

目 次

平成23年度定期監査結果(10月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
1 総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課、安全安心課)	
2 選挙管理委員会、公平委員会、会計課、固定資産評価審査委員会	
平成23年度定期監査結果(11月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
1 市民部(税務課、収税対策課、廃棄物対策課、市民課、生活環境課)	
2 大和庁舎(市民サービス課)	
3 三橋庁舎(市民サービス課)	
4 水道課	
平成23年度定期監査結果(12月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10
1 建設部(建設課、まちづくり課、観光課、下水道課、国土調査課、区画整理推進室)	
平成23年度定期監査結果(1月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 16
1 教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)	
2 小学校(柳河、城内、昭代第一、昭代第二、皿垣、中島、大和、矢ヶ部、垂見)	
3 中学校(柳城、昭代、三橋)	
平成23年度定期監査結果(2月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 23
1 保健福祉部(福祉課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和对策室)	
平成23年度定期監査結果(3月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 28
1 産業経済部(柳川ブランド推進室、農政課、水路課、水産振興課、商工振興課)	
2 教育部(生涯学習課)	
3 農業委員会	
平成23年度定期監査結果(4月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 32
1 議会事務局	
2 消防本部	

柳川市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成23年11月25日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 吉田 勝也

平成23年度定期監査結果（10月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
総務部	人事秘書課、総務課、企画課、財政課、安全安心課
	選挙管理委員会、公平委員会、会計課 固定資産評価審査委員会

2 監査の実施期間

平成23年10月1日から平成23年10月27日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成23年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成22年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成22年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(支出事務)

(1) 人事秘書課

ア 時間外勤務命令書において、勤務命令時間数に計算誤りのあるものがあったので、適切な事務処理に努められたい。

併せて時間外勤務の取扱いについては、人事秘書課長名により平成 17 年 11 月 30 日付けで各所属長へ通知された「時間外勤務の取扱いの見直しについて(通知)」を周知徹底されたい。

(2) 総務課

ア 平成 22 年度柳川市行政区活動助成金及び柳川市地区等運営補助金について、交付決定額と実績報告書に記載された金額とが異なっているものがあった。

実績報告書については、その内容が適切に記載されているか確認されたい。

(3) 安全安心課

ア 平成 22 年度柳川市交通安全協会分会補助金については、柳川市補助金等交付規則第 15 条の規定に基づく補助事業実績調査報告書(様式第 8 号)が作成されていない。

補助金等交付事務の取扱いについては、副市長名により平成 20 年 4 月 4 日付けで各部課等の長へ通知された「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について(通知)」により適正に執行されたい。

イ 平成 22 年度柳川市防犯灯設置承認申請書(様式第 1 号)の一部において「関係住民の承諾印」がないものがある。

柳川市防犯灯設置補助要綱第 4 条では、「行政区長は、当該行政区がこの告示に基づく防犯灯の設置に係る補助金の交付を受けようとするときは、防犯灯を設置しようとする場所付近の住民、農地の耕作者等の承諾を得た上、柳川市防犯灯設置承認申請書(様式第 1 号)を市長に提出して、その承認を得なければならない。」とされているので、申請書受付時には確認されたい。

(4) 選挙管理委員会

ア 8 月 10 日に公用車を使用して大牟田市へ旅行された旅費が「0 円」として処理されている。大牟田市は旅費雑費(550 円)の支給区域であるため、早急に支払われたい。

【各課共通事項】

(1) 現金の取り扱いについて

ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成23年12月27日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 吉田 勝也

平成23年度定期監査結果（11月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
市民部	税務課、収税対策課、廃棄物対策課、市民課、生活環境課
大和庁舎	市民サービス課
三橋庁舎	市民サービス課
	水道課

2 監査の実施期間

平成23年11月1日から平成23年11月29日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成23年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成22年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 廃棄物対策課

ア 平成 23 年 3 月 30 日に現金により領収された衛生手数料が、平成 23 年度の収入として処理されている。

歳入の会計年度所属区分については、施行令第 142 条第 1 項第 3 号で「随時の収入で、通知書等を発しないものは、これを領収した日の属する年度。」としているので、適正に処理されたい。

イ クリーンセンター窓口で出納職員の任命を受けていない職員が、現金の出納を行っている。法第 171 条及び財務規則第 7 条の規定に基づき、分任出納員又は現金取扱員の任命を受けられたい。

(2) 生活環境課

ア 平成 23 年度の犬の登録手数料及び狂犬病予防注射票交付手数料の徴収事務委託については、告示がされていない。徴収事務を私人へ委託したときは、施行令第 158 条第 2 項の規定に基づき、告示し、かつ、公表をされたい。

(支出事務)

(1) 市民課

ア 前年度も指摘したが、旅行命令書に予算流用額が記入されていないため、予算残額がないまま旅行命令がなされている。

柳川市職員等の旅費に関する条例第 4 条第 2 項には、「～予算上の支出が可能である場合に限り旅行命令等を発することができる。」とあるので、旅行命令権者は予算残額を確認し命令をされたい。

(2) 税務課

ア 前年度に引き続き、固定資産税納税通知書等の印刷(出力)の際に、印刷誤りがあったため、一部通知書が無駄になり、3,000 枚を追加発注して 72,450 円を支出している。今後、無駄な費用が発生することのないよう相当の注意力を持って業務にあたられたい。

(3) 大和庁舎市民サービス課

ア 道路補修用合材及び切込砕石の納品にあたり、建設用原材料納入確認調書に添付された写真が、同一日に撮影されたものとなっている。

納品確認については確実に行われるとともに、適切な在庫管理にも努められたい。

(4) 廃棄物対策課

ア 職員が緊急のためとして、旅行命令書による申請をせずに公用車を使用して旅行をしている。柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条では、「公務遂行上旅行を必要とする者は、旅行命令(依頼)書(様式第1号)により所属長を経て、その都度旅行命令権者の命令を受けなければならない。」と規定されていることから、事前に旅行命令の申請をし、命令を受けられたい。なお、未支給の旅費については、早急に支払われたい。

(契約事務)

(1) 税務課

ア 住民税年金特徴A P Sサービス提供業務契約及び国税連携A P Sサービス提供業務契約において、予定価格が設定されていない。提出された見積価格が適正であるかを判断するためにも、契約事務規則第22条に基づき予定価格を設定されたい。

(2) 水道課

(予定価格の設定について)

ア 前年度も指摘したが、業務委託契約において予定価格が設定されていない。提出された見積価格が適正であるかを判断するためにも、契約事務規則第22条に基づき予定価格を設定されたい。

(料金担当業務委託契約について)

イ 随意契約とする理由が明確にされないままに、見積入札が実施されている。随意契約とするについては、施行令第167条の2の適用号数を記載されたい。

ウ 予定価格が定められていない。契約事務規則第22条に基づき予定価格を設定されたい。

エ 契約書に「契約保証金又は契約保証人」の事項が欠落している。契約事務規則第25条に基づき、契約書の記載事項については厳守されたい。

(財産管理事務)

(1) 市民課

ア 前年度も郵便切手使用簿については指摘をしたが、前年度の定期監査以降のものについて整理がされていない。切手等の受け払いについては、取扱者が責任をもってあたり、適切な事務処理に努められたい。

【各課共通個別指摘事項】

(1) 現金の取り扱いについて

各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

(2) 現金領収書の取り扱いについて

現金領収書(簿冊)について、長期未返却のものが見受けられる。紛失等による不正使用を防止するうえでも、現金領収書の受領者はその所在や使用目的を明らかにし責任ある保管に努められるとともに、使用済みとなったものについては、早急に発給者を通じて会計管理者に返却されたい。

(3) 柳川市機械借上げ業務及び建設用原材料の購入に関する事務取扱要綱について

今回の定期監査で建設用原材料の納入検査等について、下記の事項についてこの要綱に記載されている事項が確実に実施されていない状況であり、またその取り扱いが現実的でないものがあると考えられるので、建設用原材料を取り扱われる所管の部長等にあっては、この要綱について見直しをされたい。

別表第1(第6条、第8条、第14条関係)

「番号9」の「10万円以上の決裁区分」については、「別表第2に定める検査員」が行うことになっている。検査については所管部以外の部長等が行うことになっているが、他庁舎の部長等による検査が実施されてあるのか。

要綱の第16条(建設用原材料納入確認)では、「建設用原材料の納入を完了したときは、検査員は、建設用原材料納入確認調書(様式第5号)を納入状況写真と併せて市長に報告しなければならない。」とされているが、検査員による市長への報告が行われているのか。

建設用原材料検収については、「検収済印を納品書に押印」とされているが、確実に実施されているのか。

柳川市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成24年1月31日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 吉田 勝也

平成23年度定期監査結果（12月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
建設部	建設課、まちづくり課、観光課、下水道課、 国土調査課、区画整理推進室

2 監査の実施期間

平成23年12月1日から平成23年12月26日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成23年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成22年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成22年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 国土調査課

ア 現金領収書にて収納された手数料が職員の机の中に保管され、その金額が元符の合計額と一致していない。公金の取り扱いであることを認識し、適切な管理に努められたい。なお収納した現金については、速やかに指定金融機関に払い込むよう改善を図られたい。

(支出事務)

(1) 観光課

ア 前年度も旅行命令書における予算残額の未記入については個別指摘したところであるが、平成 23 年度においても改善されていない。柳川市職員等の旅費に関する条例第 4 条第 2 項には、「～予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。」とあるので、旅行命令権者は予算残額を確認し命令を出されたい。

(2) まちづくり課

ア 原材料納入確認調書について、検査員の押印がないまま決裁されているものが散見される。調書の作成にあたっては遺漏がないようにされたい。

イ 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用して旅行をしている。柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条では、「公務遂行上旅行を必要とする者は、旅行命令(依頼)書(様式第 1 号)により所属長を経て、その都度旅行命令権者の命令を受けなければならない。」と規定されていることから、事前に旅行命令の申請をし、命令を受けられたい。なお、未支給の旅費については、早急に支払われたい。

(3) 区画整理推進室

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用して旅行をしている。柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条では、「公務遂行上旅行を必要とする者は、旅行命令(依頼)書(様式第 1 号)により所属長を経て、その都度旅行命令権者の命令を受けなければならない。」と規定されていることから、事前に旅行命令の申請をし、命令を受けられたい。なお未支給の旅費については、早急に支払われたい。

(4) 建設課

ア 柳川土木協会については、3 市 1 町で構成する団体であり柳川市としてもその構成団体として負担金を支出しているが、当協会の平成 22 年度決算では多額の繰越金が見られるため、その負担金支出にあたっては算定基礎も含め見直しを行われたい。

(契約事務)

(1) 建設課

ア 前年度も指摘をしたが、随意契約をした公共工事（予定価格が 250 万円を超えないもの等を除く）については公表がされていない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 8 条、同施行令第 7 条第 2 項第 10 号に基づき、公共工事の随意契約（予定価格が 250 万円を超えないもの等を除く）を行った場合には、「契約の相手方を選定した理由」を公表されたい。

イ 下記業務委託契約について、予定価格の設定及び見積書の徴取がされず、また契約金額の積算根拠が明確にされないまま契約を締結されている。契約を行うにあたっては、契約内容及び金額の根拠を明らかにするとともに、契約事務規則第 22 条及び第 23 条の規定に基づき予定価格を設定し、見積書の徴取を行い、適切な価格であるかを判断した上で契約を締結されたい。

市道清掃業務（契約先 柳川市シルバー人材センター）

市営住宅植木剪定・除草業務（契約先 柳川市シルバー人材センター）

ウ 前年度も指摘したが、随意契約された工事請負契約書において契約保証金欄が空欄となっているものがある。

平成 22 年度起工第 69 号 隅町矢留町線道路補修工事 他 6 件

(2) 観光課

ア 次のものについては前年度も指摘したが、本年度においても改善されていない。

契約金額 200 万円以上の業務委託契約締結については、財務規則第 4 条第 1 項第 5 号(別表第 1)の規定に基づき、事前に総務部長の合議を受けられたい。

業務委託契約については、契約事務規則第 22 条により予定価格を設定されたい。

契約書について、印紙税法の規定による課税文書に該当するものについては収入印紙を添付されたい。

イ 観光宣伝物配布用袋について、契約書に定められている「納入期限」より遅延して成果品が納品されている。特別な事情により「納入期限」の遅延を認める場合については、その旨を文書により明記され決裁を受けておかれたい。

(3) 下水道課

ア 前年度も指摘をしたが、業務委託契約及び賃貸借契約において予定価格が設定されていないものがある。提出された見積価格が適正であるかを判断するためにも、契約事務規則第 22 条に基づき予定価格を設定されたい。

イ 自家用電気工作物の保安管理業務について、3 年間の長期継続契約を締結されているが、契約書に翌年度以降の予算が減額または削減された場合の契約解除条項が付記されていない。長期継続契約を締結するにあたっては、翌年度以降の予算の確保が得られていないため、予算削減、減額等の場合の解除条件を付して契約を締結するよう改善されたい。

(4) まちづくり課

ア 平成 23 年度の下記の業務委託契約については施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号(別表第 5)の規定に基づき随意契約しているが、予定価格は別表第 5 に掲げる「6 前各号に掲げるもの以外のも 市町村 50 万円」を超えている。

随意契約を行うにあたっては、予定価格に基づき施行令第 167 条の 2 第 1 項の適切な適用号数を記載されたい。

遊歩道清掃業務委託 (予定価格 900,900 円)

立花いこいの森公園樹木剪定業務委託 (予定価格 550,200 円)

【各課共通指摘事項】

(1) 現金の取り扱いについて

各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

(2) 柳川市機械借上げ業務及び建設用原材料の購入に関する事務取扱要綱について

今回の定期監査で建設用原材料の納入検査等について、下記の事項についてこの要綱に記載されている事項が確実に実施されていない状況であり、またその取り扱いが現実的でないものがあると考えられるので、建設用原材料を取り扱われる所管の部長等にあっては、この要綱について見直しをされたい。

別表第1(第6条、第8条、第14条関係)

「番号9」の「10万円以上の決裁区分」については、「別表第2に定める検査員」が行うことになっている。検査については所管部以外の部長等が行うことになっているが、他庁舎の部長等による検査が実施されてあるのか。

要綱の第16条(建設用原材料納入確認)では、「建設用原材料の納入を完了したときは、検査員は、建設用原材料納入確認調書(様式第5号)を納入状況写真と併せて市長に報告しなければならない。」とされているが、検査員による市長への報告が行われているのか。

建設用原材料検収については、「検収済印を納品書に押印」とされているが、確実に実施されているのか。

柳川市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成24年2月29日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 吉田 勝也

平成23年度定期監査結果（1月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
教育部	学校教育課、人権同和教育推進室、図書館

2 監査の実施期間

平成24年1月4日から平成24年1月30日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成23年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成22年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成22年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(支出事務)

(1) 柳川・大和・三橋共同調理場

ア 平成 22 年度の旅行命令書において、旅行命令権者の決裁印のないものがある。
また距離数が記載されていないため、旅費額が計算されていない。(柳川)

イ 平成 23 年 10 月分食材費の請求において、納品書の集計額と請求書の額が一致していないものがある。請求書については、納品書の集計額と誤りがないかを確認したうえで受領するようにされたい。(柳川)

(契約事務)

(1) 学校教育課

ア 下記の業務委託契約書について、保管されている契約書に市長印が押印されていない。

塵芥等運搬業務委託契約書

柳川市立学校可燃物等運搬業務委託契約書

イ 契約金額 200 万円以上の業務委託契約締結の際に総務部長の合議を受けられていない。財務規則第 4 条第 1 項第 5 号(別表第 1)の規定に基づき、200 万円以上の委託契約については、事前に総務部長の合議を受けられたい。

柳川市立小・中学校管理業務委託契約

柳川市立小・中学校植木管理業務委託契約

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託契約

ウ 下記の業務委託契約については、契約締結日の決裁日から 7 日以上経過して契約締結されている。契約事務規則第 25 条第 1 項の規定に基づき、決定した日の翌日から起算して市の休日を除く 7 日以内に契約書を作成されたい。

柳川市立小・中学校管理業務委託契約(9 月 12 日決裁、10 月 1 日契約締結)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託契約(10 月 3 日決裁、10 月 21 日契約締結)

エ 随意契約により業務委託契約等を締結しているものについて、予定価格が定められていないものが散見される。予定価格については契約事務規則第 10 条及び第 22 条により、設定権者は適正な予定価格を設定されたい。

オ 小荷物専用総合点検委託業務等契約書（矢留小学校）において履行遅延に対する遅延損害金が年利 8.25%、同業務委託契約書（昭代第二小学校・柳河小学校・城内小学校）においては年利 3.7%となっているので、契約事務規則第 36 条の規定に基づき、年利 3.1%として契約締結されたい。

(2) 柳川・大和・三橋共同調理場

ア 前年度も指摘したが、3 万円を越す物品購入についても事前に物品購入伺書の作成及び決裁が必要であるにもかかわらず、直接に契約締結伺が起票及び決裁されている。また決裁にあたって見積書が添付されていないものや、その見積書に日付のないものが見受けられる。

このことについては、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱により適切に事務処理をされたい。(柳川、大和、三橋共通)

イ 柳川学校給食共同調理場排水処理施設等維持管理業務委託契約において、設定された予定価格が予算額を超過している。予定価格については、予算額の範囲内において設定されたい。(排水処理管理委託料:予算額 1,717,000 円、予定価格 1,718,850 円)(柳川)

ウ 平成 23 年度「産業廃棄物処理委託契約書(処分)」について、保管されている契約書に市長印が押印されていない。(柳川)

エ 随意契約により業務委託契約等を締結しているものについて、予定価格が定められていない。予定価格については契約事務規則第 10 条及び第 22 条により、設定権者は適正な予定価格を設定されたい。(三橋)

(3) 人権・同和教育推進室

ア 前年度も指摘したが、随意契約される場合には、施行令第 167 条の 2 第 1 項及び契約事務規則第 21 条における適用号数を記載されたい。

また契約保証金について「免除」とされる場合には、契約事務規則第 29 条の適用号数を記載されたい。

イ 随意契約により業務委託契約等を締結しているものについて、予定価格が定められていない。予定価格については契約事務規則第 10 条及び第 22 条により、設定権者は適正な予定価格を設定されたい。

(4) 図書館

ア あめんぼセンター、雲龍の館の自家用電気工作物保安管理業務については、長期継続契約を締結してあるが、「予算削減、減額等の場合の解除条件」が付記されないままに部長決裁をされている。

長期継続契約を締結するにあたっては、翌年度以降の予算の確保が得られていないため、予算削減、減額等の場合の解除条件を付し、市長決裁を受けられたい。

(事務事業)

(1) 柳川・大和・三橋共同調理場

ア 平成 23 年度柳川市共同調理場学校給食補助金交付事務について、補助金等交付額が 200 万円以上であるにもかかわらず総務部長の合議を受けられていない。

このことについては、財務規則第 4 条第 1 項第 5 号(別表第 1)の規定により、事前に総務部長の合議を受けられ、併せて「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について(通知)」により、交付決定については市長の決裁を受けられるとともに財政課の合議も受けておかれたい。(柳川、大和、三橋共通)

(2) 人権・同和教育推進室

ア 補助金等交付決定について教育長までの決裁をされているが、「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について(通知)」により、市長の決裁を受けられるとともに財政課の合議も受けておかれたい。

【各課共通指摘事項】

(1) 現金の取り扱いについて

ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

平成23年度定期監査結果（1月分）

1 監査の対象

平成 23 年 度 監 査 対 象 校	小 学 校	中 学 校
	柳河小学校	柳城中学校
	城内小学校	昭代中学校
	昭代第一小学校	三橋中学校
	昭代第二小学校	
	皿垣小学校	
	中島小学校	
	大和小学校	
	矢ヶ部小学校	
	垂見小学校	

2 監査の実施期間

平成24年1月18日から平成24年1月30日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成23年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～5についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明
吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法 法
地方自治法施行令 施行令
柳川市財務規則 財務規則
柳川市契約事務規則 契約事務規則

【個別指摘事項】

(契約事務)

(1) 契約書

ア 物品売買契約書において、納入遅延に対する遅延料を年利 3.3%とされているので、契約事務規則第 36 条の規定に基づき年利 3.1%として契約締結されたい。(柳城中、昭代中、三橋中)

イ 物品売買契約書において、契約保証金欄に売買金額と同一の金額が記載されている。(昭代中)

ウ 売買契約書において、契約保証金欄が空欄となっている。(三橋中)

(財産管理事務)

(1) 備品の標識

特にない。

(その他)

(1) タクシー利用券の管理

学校控え分が未記入のまま管理されているものがある。(昭代第二小、矢ヶ部小)

柳川市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成24年3月30日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 吉田 勝也

平成23年度定期監査結果（2月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
保健福祉部	福祉課、子育て支援課、健康づくり課、 人権・同和対策室

2 監査の実施期間

平成24年2月1日から平成24年2月27日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成23年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成22年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成22年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程

【個別指摘事項】

(支出事務)

(1) 福祉課

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用して旅行をしている。柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条では、「公務遂行上旅行を必要とする者は、旅行命令(依頼)書(様式第1号)により所属長を経て、その都度旅行命令権者の命令を受けなければならない。」と規定されていることから、事前に旅行命令の申請をし、命令を受けられたい。

(契約事務)

(1) 福祉課

ア 次のものについては前年度も指摘したが、本年度においても改善されていない。

市内5事業所と「柳川市在宅介護支援センター運営事業及び在宅介護支援事業委託契約書」及び「柳川市介護予防事業(介護予防普及啓発事業)委託契約書」を締結され、それぞれの契約書には委託料について収支報告を行い、その精算額を委託料とする旨が規定されている。しかしながら現在までに報告書が提出されず、精算をされていない事業所があるので、早急に報告書の提出を求められるとともに、適切な事務処理を行われたい。

敬老祝金として支給する商品券(柳川藩札)購入のため売買契約が締結され、代金支払後戻入処理があっている。戻入の理由は支給対象者の減少によるものとされているが、売買契約書には精算等の取り決めが交わされていない。契約書作成時には精算等の必要事項を記載し、手続き方法を明確にされたい。

イ 生活保護レセプト等対応に関するシステム改修業務委託の「予定価格調書」を入れた封筒が開封されないまま、契約締結伺書を起案・決裁されている。契約締結を行うにあたっては、予定価格を確認したうえで起案し、決裁されたい。

(2) 子育て支援課

ア 前年度も指摘したが、委託契約が200万円以上のものについては、財務規則第4条第1項第5号(別表第1)により事前に総務部長に合議を受けられたい。

重点分野雇用創出事業ファミリーサポートセンター運営業務委託契約 他

(3) 健康づくり課

ア 物品購入事務において、予定価格が10万円を超えているが見積書が1者からしか徴取されていないものがある。

予定価格が10万円を超えている場合には、契約事務規則第23条の規定により、原則3者以上の者から見積書を徴取されたい。また1者からしか見積書を徴取されない場合は、その理由を明らかにされたい。(水の郷)

イ 柳川市健康管理システム導入(再構築)事業賃貸借契約書第13条において、納入期限までにその納入を終わらなかったときの遅延利息の利率を「年3.6パーセント」としているが、契約事務規則第36条の規定により「年3.1パーセント」とされたい。

また同契約書第6条において「契約保証金は免除する。」とあるが、契約事務規則第29条の適用号数を記載されたい。

(事務事業)

(1) 健康づくり課

ア 前年度も指摘したが、国庫県費の補助申請について、市長決裁とすべきものを課長による決裁がされているものがある。

このことについては、事務決裁規程第10条(別表第3)の規定に基づき適正に執行されたい。

平成23年度健康増進事業費県補助金交付申請 他

(2) 福祉課

ア 前年度も指摘したが国庫県費の補助申請について、市長決裁とすべきものを課長による決裁がされているものがある。

このことについては、事務決裁規程第10条(別表第3)の規定に基づき適正に執行されたい。

平成23年度福岡県高齢者社会活動推進等事業費補助金

イ すみよか住宅改造助成事業交付決定通知書及びすみよか住宅改造助成事業助成金交付確定通知書において福祉事務所専用市長印が押印されている。柳川市公印規則第3条別表において福祉事務所専用市長印の使用区分は「福祉事務所の所管に属する諸証明、納入通知書及び返納通知書用」と規定されているので、公印使用にあたっては適切に行われたい。

【各課共通指摘事項】

(1) 現金の取り扱いについて

- ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成24年4月27日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 吉田 勝也

平成23年度定期監査結果（3月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
産業経済部	柳川ブランド推進室、農政課、水路課、 水産振興課、商工振興課
教育部	生涯学習課
	農業委員会

2 監査の実施期間

平成24年3月1日から平成24年3月29日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成23年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成22年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成22年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 水路課

ア 現金領収書について、未使用分に出納員の領収印が押印してある。領収印については受領の都度押印されるよう改善をされたい。

(2) 生涯学習課

ア 現金領収書に年度及び連続番号が記入されていない。領収書綴は年度を記入し、財務規則第 35 条第 3 項に基づき連続番号を付して管理をされたい。

また未使用分にも出納員の領収印を押印してあるが、受領の都度押印されるよう改善をされたい。

学童農園むつごろうランド（出納員事前押印あり）

大和公民館（連続番号記載なし）

古文書館（年度及び連続番号記載なし。生涯学習課長事前押印あり）

(3) 商工振興課

ア 下記の補助金については交付決定通知があるので、速やかに調定決議書を起票されたい。

福岡県ふるさと雇用再生特別基金事業補助金

福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金

(支出事務)

(1) 柳川ブランド推進室

ア 福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業(重点分野雇用創出事業)を利用して、「柳川アンテナショップ設置事業」を平成 23 年度及び平成 24 年度の 2 ヶ年間の事業として柳川商店街振興組合に委託してあるが、支出負担行為決議書については平成 23 年度単年度分しか起票されていない。

このような複数年契約に係るものについては、法第 232 条の 3 の規定により契約締結時においてその総額分に係る支出負担行為決議書を起票されておかれたい。

(2) 水路課

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用して旅行をしている。柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条では、「公務遂行上旅行を必要とする者は、旅行命令(依頼)書(様式第1号)により所属長を経て、その都度旅行命令権者の命令を受けなければならない。」と規定されていることから、事前に旅行命令の申請をし、命令を受けられたい。

(契約事務)

(1) 生涯学習課

ア 柳川市史関係史料調査に係る委託契約において、契約金額は200万円以上であるのに、事前に総務部長の合議がされていない。

財務規則第4条第1項第5号(別表第1)の規定に基づき、事前に総務部長の合議を受けられたい。

(事務事業)

(1) 農政課

ア 前年度においても指摘したが、補助金の交付決定については市長決裁とし、財政課合議とすることとされているにもかかわらず、部長にて決裁されているものがある。補助金交付事務については、柳川市補助金等交付規則及び「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」の通知に基づき適正に処理されたい。

(事例：柳川市認定農業者連絡協議会補助金)

【各課共通事項】

(1) 現金の取り扱いについて

ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成24年5月31日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 吉田 勝也

平成 2 3 年度定期監査結果（ 4 月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
議会事務局	
消防本部	

2 監査の実施期間

平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 4 月 2 7 日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成 2 3 年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式 1 ~ 7 についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成 2 2 年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成 2 2 年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程

【個別指摘事項】

（収入事務）

（1） 消防本部

ア 現金領収書に年度及び連続番号が記入されていないものがある。領収書綴は年度を記入し、財務規則第35条第3項に基づき連続番号を付して管理をされたい。

（支出事務）

（1） 消防本部

ア 消防本部において、外郭団体等の電報代が通信運搬費に含まれて支出されており、その電報代については、外郭団体等から同額を収入として受け入れているが、法第232条第1項には、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。」と規定されているので、適正な事務処理を行われたい。

（契約事務）

（1） 議会事務局

ア FAX機及び複写機の賃貸借契約書では、支払遅延に対する遅延利息の率を「年3.3パーセント」とされているが、平成23年3月18日付け、総務課契約検査係通知「柳川市契約事務規則等の一部改正について」では、遅延利息の率については、「年3.1パーセント」に改正されていることから、契約に際しては適切に施行されたい。

【各課共通事項】

（1） 現金の取り扱いについて

ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。